

違反対象物の公表制度

公表制度とは？

※建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反を粕屋南部消防本部のホームページに掲載し公表する制度です。



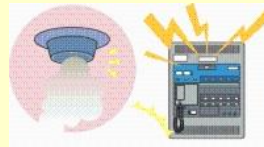
※制度の開始時期は 平成30年4月1日からです。

★公表の対象となる建物

映画館・飲食店・物品販売店舗等不特定多数の方が利用する建物や病院・社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

★公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防用設備等（屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備）が一切設置されていない重大な消防法令違反です。



★公表の方法は

粕屋南部消防本部のホームページへ掲載します。

★公表の内容は

- ①建物の名称及び所在地
- ②違反の内容
- ③その他消防長が必要と認める事項

★建物関係者の方へ

公表制度に該当する違反対象物は、無届けの増築や接続又はテナントが入替わる用途変更によるものがほとんどです。このような変更を検討されている場合は、消防本部予防課指導係に相談してください。



問合せ先

粕屋南部消防組合消防本部予防課指導係

☎092-935-6389